

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、全日本建設交運一般労働組合和歌山合同支部 執行委員長 村田茂から令和 3 年 9 月 15 日、次のとおり運輸事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

令和 3 年 9 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 団体交渉等に関する諸要求
- 2 日時 令和 3 年 9 月 26 日午前 0 時から本件の解決に至るまでの期間
- 3 場所 赤坂運送株式会社（本社及び事務所）の全日本建設交運一般労働組合和歌山合同支部の組合員が従事する一部の職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を実施する。